

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案について (木育拠点施設「しがモック」の運営および使用料)

近江富士花緑公園内にある既存施設を改修し、木育拠点施設「しがモック」として、本年夏から供用を開始する。

「しがモック」は、木とふれあうことにより、暮らしと森と琵琶湖のつながりを学び、豊かな心を育む「しが木育」推進の拠点施設で、木の空間の中で木製の遊具やおもちゃとふれあう施設。

「しがモック」を供用することに伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を改正するもの。



○ 木育拠点施設

設 置 場 所：滋賀県立近江富士花緑公園内の既存施設をリニューアル中

現 況 名 称：「森林(もり)のわくわく学習館」

新 名 称：「しがモック」

構造・床面積：RC 造 1 階建／506.25 ㎡

収 容 人 数：最大 50 組 100 名

想定利用者数：年間 21,900 人（1 日あたり：平日 40 人 休日 120 人）

○ 運営体制について

運 営 日：週 6 日（火、水、木、金、土、日）

休 業 日：毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始（花緑公園休園日と同じ）

営業時間：9 時 30 分～16 時（花緑公園 9 時～17 時）

営業前後で木のおもちゃの点検、整理、消毒等の準備や片付けに必要な時間を確保

そ の 他：委託による運営

小学生以下は保護者同伴

休日は隔週で木工体験等のワークショップイベントを企画予定

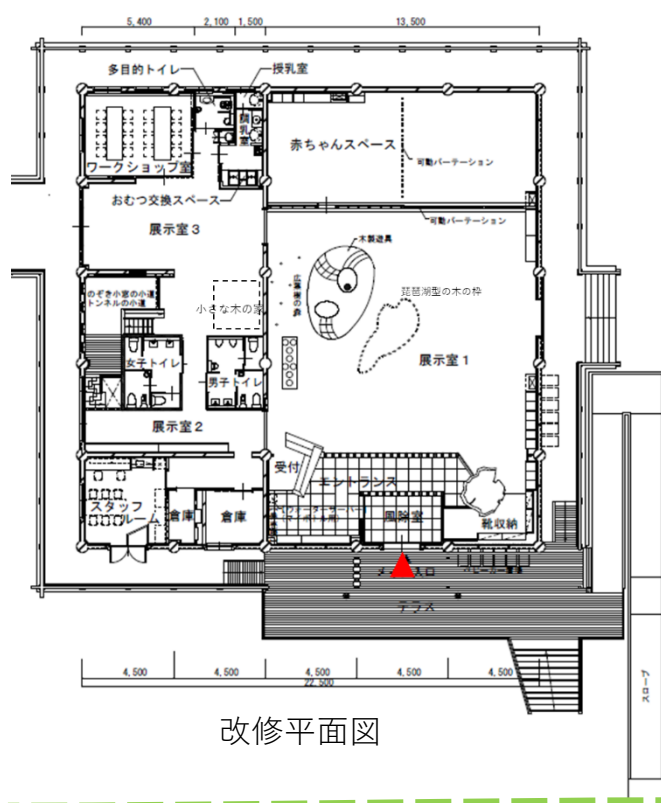
○ 使用料

利用者から広く使用料をいただき、木のおもちゃの充実やメンテナンス等をしっかりと行い、魅力的な施設の運営を維持・継続したい。

県立施設や他県の類似施設も考慮して設定

区分	中学生以上	小学生以下	6 カ月未満	備考
個人	500 円	250 円	無料	
団体（20 人以上）	400 円	200 円	無料	個人料金から 2 割減
学校行事（引率者含む） ※県内に限る	250 円	125 円	無料	個人料金から 5 割減
障害者 ※県内外問わず	250 円	125 円	無料	個人料金から 5 割減
年間パスポート（平日）	1,000 円	500 円	無料	個人料金の 2 倍
貸切利用（平日）	17,500 円（県外居住者 26,250 円）			1 回あたり 3 時間

※高齢者の減免は行わない。（中学生以上料金で徴収）



滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立近江富士花緑公園について、木育拠点施設として新たにしがモックを供用することに伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第15号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) しがモックの開園時間を定めることとします。（第3条関係）
- (2) しがモックの使用料の額および利用料金の上限額の設定その他必要な規定の整備を行うこととします。（別表関係）
- (3) この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとします。

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧	新		
第1条・第2条 省略 （開園時間等） 第3条 公園の開園時間は、宿泊施設を除き、午前9時から午後5時までとする。 2・3 省略 第4条～第15条 省略 付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1～3 省略 （新設）	第1条・第2条 省略 （開園時間等） 第3条 公園の開園時間は、宿泊施設を除き、午前9時から午後5時までとする。 <u>ただし、しがモックについては、午前9時30分から午後4時までとする。</u> 2・3 省略 第4条～第15条 省略 付則 省略 別表（第4条、第5条、第14条関係） 1～3 省略 <u>4 しがモック</u> <u>(1) 貸切り使用以外の使用</u>		
	<u>区分</u>		<u>金額</u>
		1人1回につき	年間使用（平日の使用に限る。）
	<u>個人</u>	<u>円</u>	<u>円</u>
	<u>幼児（6歳以下の未就学者をいう。以下同じ。）または小学校もしくは義務教育学校（前期課程に限る。）の児童もしくはこ</u>	<u>250</u>	<u>500</u>

注1 県外居住者については、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

2 幼児（6歳以下の未就学者をいう。以下同じ。）がふるさと館において宿泊する場合は、児童等の額の5割に相当する額とする。ただし、幼児が幼児以外の者と同一の寝具を用いてふるさと館において宿泊する場合は、無料とする。

3～6 省略

（新設）

（新設）

（新設）

	<u>れに準ずる者（以下「幼児等」という。）</u>		
	<u>その他の者</u>	<u>500</u>	<u>1,000</u>
<u>団体</u>	<u>幼児等</u>	<u>200</u>	<u>二</u>
<u>(20人</u>	<u>その他の者</u>	<u>400</u>	<u>二</u>
<u>以上)</u>			

(2) 貸切り使用（平日の使用に限る。） 3時間につき 17,500円

注1 県外居住者については、しがモックの貸切り使用以外の使用の場合を除き、この表に定める額の5割に相当する額を加算した額とする。

2 幼児がふるさと館において宿泊する場合は、児童等の額の5割に相当する額とする。ただし、幼児が幼児以外の者と同一の寝具を用いてふるさと館において宿泊する場合は、無料とする。

3～6 省略

7 この表において「平日」とは、月曜日から金曜日までの日（休日を除く。）をいう。

8 出生後6月未満の者がしがモックの貸切り使用以外の使用をする場合は、無料とする。

9 障害者および障害者の使用のために介護を行う者がしがモックの貸切り使用以外の使用（年間使用を除く。）をする場合は、この表に定める額の5割に相当する額とする。

(新設) <u>7・8</u> 省略	<u>10 県内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校（以下「幼稚園等」という。）の幼児、児童もしくは生徒もしくはこれらに準ずる者または県内の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所等もしくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定による届出があった施設（以下「保育所等」という。）の幼児が幼稚園等または保育所等の行事としてしがモックの使用（年間使用を除く。）をする場合は、これらの者およびその引率者については、この表に定める額の5割に相当する額とする。</u> <u>11・12</u> 省略
----------------------------------	--